

議案第 3 号

平成27年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平成27年度に使用する教科用図書の採択基本方針を、別紙のとおり定める。

平成26年 6 月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

平成27年度に使用する教科用図書の採択基本方針

沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校並びに小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

1 小学校で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基本方針について

ア 教科用図書を採択するに当たっては、あくまで教育的見地から判断し、教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すること。

イ 採択に当たっては、採択地区の自然的環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。

ウ 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。

エ 採択に当たっては、採択地区の教育委員会は、共同採択を行うため採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。

オ 採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

(2) 採択方法について

2以上の市町村の区域を併せた地区においては、教科用図書を種目ごとに一種採択するための協議機関を設け、国立大学法人立・私立小学校及び単独で採択を行う市町村においては、校内又は市町村教育委員会に採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

2 小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基本方針について

ア 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

(ア) 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。

(イ) 一般図書（絵本等）の採択に当たっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

(ウ) 検定教科書の採択は学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

(エ) 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

a 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の「国語」の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

b 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の「国語」の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

イ 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

(ア) 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。

a 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

b 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

c 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(1) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

(2) 採択方法について

ア 特別支援学校においては採択のために校内の委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

イ 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

各学校は、教科用図書を教科ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。

議案の概要の説明

部課名 義務教育課

1 件名

平成27年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

2 基本方針を定める理由

平成27年度に小学校並びに小中学校の特別支援学級及び特別支援学校において使用する教科用図書の採択にかかる指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

3 方針策定の経緯

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長が行う採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うに際しての基本方針を策定するため、沖縄県教科用図書選定審議会を設置、諮問した。

平成26年4月22日及び6月10日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に基づく指導、助言事項を基に採択基本方針としてまとめた。

4 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。